



自転車に係わる交通安全

幸区区民会議

安全・安心・すこやか部会


部会検討のまとめ

「自転車に係わる交通安全」

- 1 部会検討の経過
- 2 「自転車に係る交通安全」についての現状と課題
- 3 部会のまとめ

1 部会検討の経過

10月から5回部会を開催して、「自転車に係る交通安全」についての現状と課題を整理して、課題解決に向けた取組みをまとめた。



2 「自転車に係わる交通安全」についての現状と課題

幸区内の現状と課題

自転車の交通事故が幸区では多い

自転車と歩行者の分離など、
自転車の走行環境が不十分
車両であることの認識や交通法
規への理解が不足している
交通ルールと自転車利用の
マナーが守られていない。

自転車事故が多い

幸区 (平成18年)

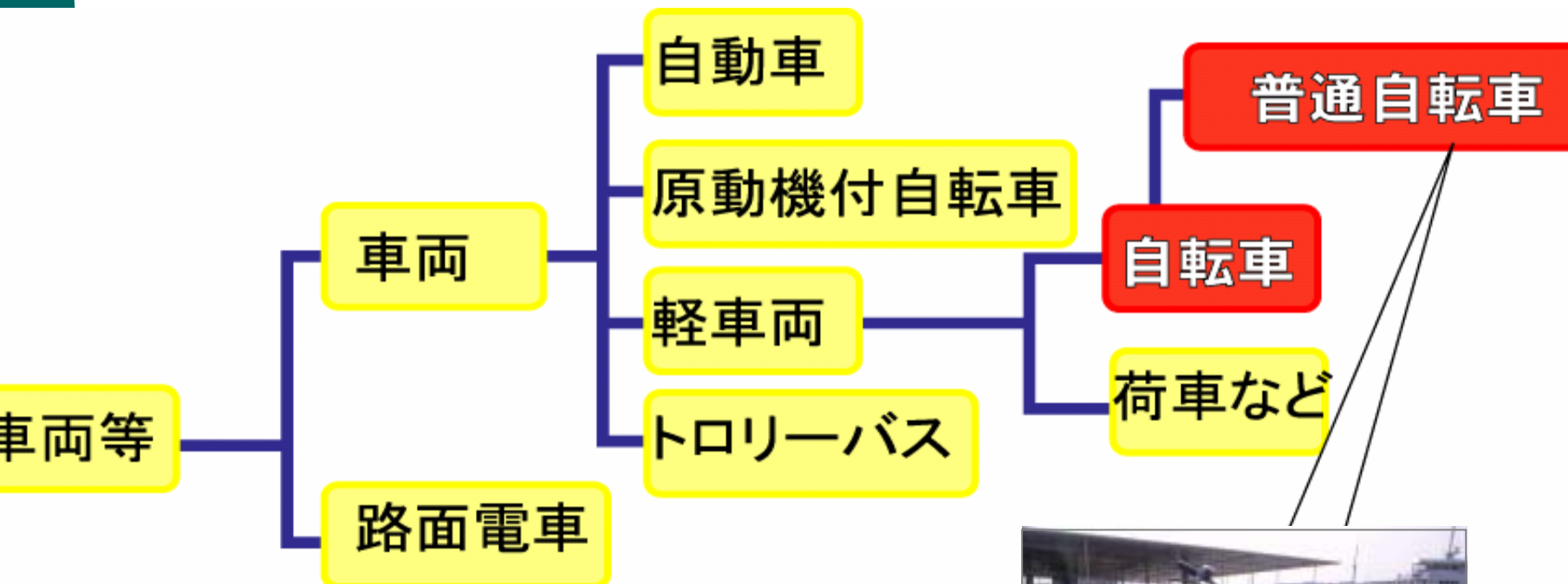
人身事故発生件数	7 7 4 件
自転車事故	2 3 1 件 (29.8%)

人身事故のうち自転車事故が 占める割合 (平成18年)

1位	川崎区	37.2%(447件)
2位	茅ヶ崎市	32.6%(353件)
3位	相模原市	31.0%(1453件)
4位	中原区	30.9%(228件)
6位	幸区	29.8%(231件)

位置づけ

自転車は車両



- 他を牽引しないもの
- 長さ190cm、幅60cmを越えない
- 突出物がない
- (小児座席を除き)1人乗り



などの規定を満たす

自転車の通るところ

「自転車は車道通行が原則」

自転車は、車道を通るときには、道路工事などの場合を除き、**車道の左端に沿って**通行しなければなりません。

自転車の通るところ



1本の路側帯 (通行可)

2本の路側帯 (通行不可)



1本線と破線の路側帯 (通行可)

市立商業高等学校周辺



自転車は車道の左側走行がルール
朝の時間帯は並走している自転車が散見される

栄通り商店街 (中幸町一丁目・南幸町一丁目間)



歩道が狭く、歩行者でも行き違いが困難

かしまだ駅前通商店街



歩道通行はできないが、大型車の通行があるためか、歩道上の走行が散見される

3 部会のまとめ

- (1) 自転車が安全に走行できる環境づくりを進める
- (2) 交通ルール・自転車利用のマナーを学び理解する取組みを広める
- (3) 交通ルール・自転車利用マナーの違反者に守ることを呼びかける取組みを行う

(1) 自転車が安全に走行できる 環境づくりを進める

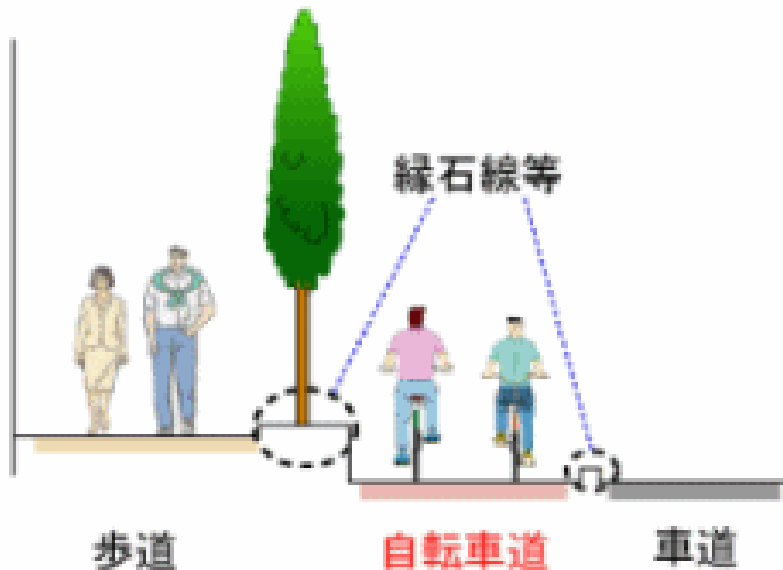
基幹道路整備にあたっては、自転車道などの走行空間を確保することが重要である。

将来的な展望として、新しく道路ができるところでは自転車道の整備を提言する。

自転車の走行空間

自転車道

- 車道・歩道と構造的に分離された自転車走行空間
- 幸区内では「小向東芝町2号線・平間40号線」「尻手黒川線（末吉橋～越路交差点）」の2箇所



「新川崎地区」が自転車通行環境整備 のモデル地区に指定されました

道路管理者と警察が連携し、概ね2カ年で整備

「新川崎地区」におけるモデル事業の概要

新川崎地区整備事業と連携し、今後の自転車通行環境整備の模範となる事例として、自転車レーンの整備を実施します。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (a) 所在地 | 川崎市幸区新川崎 |
| (b) 路線名 | 川崎市道北加瀬 6 0 号線 |
| (c) 延長 | 7 2 0 m |
| (d) 幅員 | 2 0 m |
| (e) 整備内容 | 自転車レーンの設置 (幅員 1.5 m 両側) |
| (f) 実施時期 | 平成 2 0 年度より概ね 2 カ年 |

(1) 自転車が安全に走行できる 環境づくりを進める

既存道路では、街渠（がいきょ）
など路面の改修により走りやすいよ
う改善を進める。

がいきょの改修、アスファルトとコ
ンクリートの継ぎ目をなくす。

乗り上げブロックの排除が必要。

(1) 自転車が安全に走行できる 環境づくりを進める

自転車が走行できるところをわかりやすく示して知ってもらおう。

自転車が走行するエリアは路面への色塗り（カラー化）を行う。

自転車走行マークを路面に張ることなどでわかりやすく示す。

その他 交差点の整備、交差点での自転車の安全確保を行う

小倉小学校前の通り(一方通行)



両側が安心歩行エリアとなっている
(自転車通行可)

こんな乗り方は法律で禁止されています

- ・ 携帯電話を使用しながらの運転

3ヶ月以下の懲役

または5万円以下の罰金



- ・ 傘差し運転

5万円以下の罰金



- ・ 並進

2万円以下の罰金

または料料

道路交通法第120条第1項第11号、
第9号、第121条第1項第5号 から

(2)交通ルール・自転車利用マナーを 学び理解する取組みを広める

自転車利用のルールやマナーを知らない人が多いので、自転車教室の開催など学び理解してもらう取組みを広める。

交通ルール・マナーを学ぶ機会が少ないので、自転車教室などの回数、対象を拡大する。

学校の総合的な学習で学ぶ機会を設ける、小学校の各学年で自転車教室、中学校や高校での実施、町内会等でも開催するなど。

自転車関連の法改正の動き

自転車が通行できるところ

- (1) 13歳未満の子どもが運転するときは、歩道を通ることができます。
- (2) 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるときは、歩道を通ることができます。

新しいルールを正しく知って
もらうことが大切です。

(2)交通ルール・自転車利用マナーを学び理解する取組みを広める

自転車利用のルールやマナーを知らない人が多いので、自転車教室の開催など学び理解してもらう取組みを広める。

区内で開催される各イベントで啓発活動を行う。区内の企業にも協力してもらう。

交通ルール・マナーについてのチラシを各家庭に配布する。

(3)交通ルールや自転車利用マナーの違反者に、守ることを呼びかける取組みを行う

マナーの悪い人へ強く指導ができる仕組みが重要である

今後の課題として、危害を受けることなく、自転車マナーの悪い人に注意できる資格があるとよい。

(3)交通ルールや自転車利用マナーの違反者に、守ることを呼びかける取組みを行う

交通安全に取り組む既存組織などの協力のもと、「マナーアップ呼びかけ隊」のような街頭でのマナーアップ運動を行う。

交通安全に取り組む既存組織などで活躍されている方を対象に、自転車交通ルールを正しく理解する講座などを行い、マナーアップを呼びかけられる方の育成を行う。

川崎区での地域の取組事例



川崎区内で地元町内会を中心としたボランティアが、「自転車マナーアップ呼びかけ隊」を結成し、自転車運転者に対して、警察や行政と連携して、地域で交通ルール遵守やマナー向上を自主的に呼びかける啓発活動を行いました。

(3)交通ルールや自転車利用マナーの違反者に、守ることを呼びかける取組みを行う

交通安全に取組む既存組織などの協力のもと「マナーアップ呼びかけ隊」のような街頭でのマナーアップ運動を行う。

交通ルール・マナーアップの講座を受講される方をリーダーとして、街頭での自転車利用のマナーアップ呼びかけ運動を行う。